

令和3年 第10回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和3年10月12日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第10回会議議事録

- 1 開催日時 令和3年10月12日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 19名
- | | | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|---------|
| 1番委員 | 榎 洸 武 重 | 2番委員 | 星 野 敏 雄 | 3番委員 | 内 海 博 光 |
| 4番委員 | 高 橋 公 利 | 5番委員 | 廣 田 尚 夫 | 6番委員 | 石 坂 哲 次 |
| 7番委員 | 今 井 育 男 | 8番委員 | 吉 野 拓 夫 | 9番委員 | 星 野 榮 一 |
| 10番委員 | 阿 部 均 司 | 11番委員 | 森 下 一 郎 | 12番委員 | 本 多 偉 男 |
| 13番委員 | 本 多 通 治 | 14番委員 | 原 澤 幸 好 | 15番委員 | 原 澤 章 |
| 16番委員 | 田 村 隆 司 | 17番委員 | 内 海 美 津 江 | 18番委員 | 高 宮 玉 江 |
| 19番委員 | 高 橋 久 美 子 | | | | |

4 欠席委員 なし

- 5 議事録署名委員
- 7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫

- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
- 事務局長 中 澤 聡 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
書記 我 妻 園 華

- 7 会議に附した事件
- 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第45号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）

協議事項・報告事項

- (1)農地法第18条第6項の規定による通知について
(2)農業経営改善計画の認定について

その他

- 8 会議の成立
- 農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。

開 会 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に7番今井育男委員・8番吉野拓夫委員を指名し議事に入る。

それでは、これより議事に移ります。

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説

明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開き下さい。

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件、2件。

次のページをお開き下さい。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくをお願いいたします。

議長

事務局から説明いただきました。

では最初に、番号1、〇〇の〇〇の件ですが、これにつきましては、7番の今井育男委員に現地の確認と調査をお願いしてございます。

調査結果の報告をお願いします。

7番委員

7番の〇〇担当の今井育男です。

3条の調査の報告をさせていただきます。

申請の位置なんですけれども、〇〇から350mぐらいのところと、もう1か所離れて飛んでいるんですけれども、そちらは畑なんですけれども、飛んで、そこが550mから600mぐらいになるのかと思うんですけれども。

先日、おととい、10日なんですけれども、譲受人の〇〇さんと一緒に立ち会ってもらいまして、行ってまいりました。

その前に、ちょうど私が遊びに行ったときに、譲渡人の〇〇さん、その人にも会って、まだこの書類が来る前だったんですけれども、こういうわけでまたお願いしているんですよという話も聞いたりいろいろしていたわけなんですけれども、また書類が来てから、〇〇さんは、〇〇さんの父親なんですけれども、その人と話をしてきました。

この場所は、そういった場所で、いつもと同じような辺ばかり出てくるんですけれども、先月もすぐそばであったものも出ていたりしていたんですけれども。その写真で見ても分かるように、現在、畑、リンゴがみんな植わっているんですね。実際には〇〇さんが相続で土地を取得したわけなんですけれども、お会いしたのは〇〇さんのお父様の〇〇さんという方なんですけれども、その方が新宅に出たときにもらった土地だと思うんですけれども、そういった話ですけれども、そここのところは〇〇さんの家では全然耕作をしたことがなくて、本家・新宅関連で本家に全部任せたままの状態、ずっとそのまま〇〇さんのところの借りていた、こういう経過だそうであります。

そんな関係で、周りもみんな自分の土地、そして隣接関係については、先般も出たんですけれども、〇〇さんっていう方の、その人も梅林にしているということですので、別に何ら支障はないと思います。

懸案事項につきましても、本当に何もございません。

そういうことで、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。お願ひします。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただいたとおりでございますが、この件に関しまして、委員の皆様の方から質問あるいは意見ございましたらお願いします。特にございませんか。

(「なし」の声)

そうすれば、本件につきましては許可相当と決定したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、番号2番、みなかみ町〇〇の〇〇の件です。この件に関しまして、15番、原澤章委員に現地の確認あるいは調査をお願いしてございます。調査結果の報告をお願いします。

15番委員

15番、〇〇担当の原澤です。

農地法第3条による申請事案の調査結果についてご報告します。

場所は、〇〇の〇〇という地区のところの南東になるのか、ふだんあまり人が行かないようなところなんですけれども、10月1日に調査に行きました。

当日は、申請者の方ではなくて、実際やっているのは、この書類を進めたのはお父様だということで、〇〇さんにお話を聞いてきました。

譲渡人の方が耕作できないというから、実際に見てみましたら、耕作していないんですね、実際。荒れ地になっているので、この隣に〇〇さんの肥料を置く場所が取ってありまして、その隣になるということで、〇〇さんは結構有名な、子牛を育てる全国的に有名な方で、牧草地にしたいという話でございました。

耕作面積は、田んぼ・畑合わせて2万㎡以上ありますので、下限面積を上回っておりまして、何の問題もありません。

周辺農地に対しても、牧草をつくるということでございますので、何の問題もないと思います。

その他懸案事項はございません。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただいたとおりでございますが、委員の皆様の方から質問あるいは意見がございましたらお願いします。

特にないようですので、許可相当と決定したいと思いますのですが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

そうしましたら、3ページをお開き下さい。

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、1件です。

次のページをお開き下さい。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局のほうから説明が終わりました。

この件に関しましては、大字的には〇〇なのですが、地区の担当は10番の阿部均司委員にお願いしてございます。

こちらのほうから現地の確認と調査結果の報告をお願いします。

10番委員

10番、阿部均司です。

農地法5条による申請事案の調査結果について報告をいたします。

10月9日に高宮委員と現地調査を行いました。

申請地なんですけれども、場所は〇〇地区という場所になります。県道の〇〇線の県道沿いから少し入った場所に申請地があります。

今回、太陽光発電の用地として売却したいということですので、今、前のスクリーンに出ている黄色の枠の中の一部に、今回の申請用地があります。

農地の現況なんですけれども、現在は耕作放棄地になっておりまして、申請人は現在ちょっと、この地区に以前は住んでいたんですけれども、現在は違う地域に住んでおりまして、耕作ができなくて耕作放棄地になっているそうです。

周辺農地なんですけれども、その農地のすぐ下に道路がありまして、その下側に農地があるんですけれども、それはもう現在、耕作放棄地になっておりまして、農地への影響はないと思われまして。

それから、補足なんですけれども、事業計画の現地説明会を、この地域が入ってありました〇〇区のほうで行われたそうです。この前、区長さんにその説明会の内容を聞いたところ、この事業計画に対して特に反対意見はなかったということです。

太陽光の規模ですが、上の山林を含めて約2haぐらいの規模を予定しているそうです。

あとは特に補足はありませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

調査結果について報告をいただきました。

この件に関しまして、委員の皆様のほうから質問あるいは意見ございましたらお願いします。特にございませんか。

なければ、許可相当という意見を附して県のほうに進達をさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

（「はい」の声）

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第45号 農用地集積計画に対する意見決定について。

これ、一括方式なものでございます。

事務局より説明をお願いします。

……はい、申し訳ありません、この農地集積計画の中に、委員の中で関係者がございますので、この議案の審議のときだけ退席をお願いいたします。

〇〇委員、よろしく申し上げます。
すみません、では、事務局より説明をお願いします。

事務局

5ページをお開きください。
議案第45号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。
次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求める。
別紙記入事件、2件。
次のページをお開きください。
◇(議案書・順次、朗読説明)
以上、よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。
内容につきましては、7ページに記載のとおりでございますが、皆様方より質問、意見等ございましたらお願いします。ございませんか。
(「なし」の声)
なければ、本件について承認をしたいと思ひます。よろしゅうございますか。
(「異議なし」の声)
では、そのように決定をさせていただきます。
続きまして……以上で議案のほうは終わりました……。
あれ、委員のあれについてすみません、失礼しました。お戻りください。すみません、失礼しました。
以上で、議案の審議を終わりました、協議・報告事項に移ります。
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局よりお願ひします。

事務局

8ページをお開きください。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので報告いたします。
◇(議案書・番号1、朗読説明)
以上、よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。
これにつきましては、議案第43号の関連案件でございますので、この届出のとおり受理をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。
続きまして、(2)農業経営改善計画の認定について、事務局よりお願ひします。

事務局

続きまして、9ページをお開きください。
協議事項・報告事項(2)でございます。
農業経営改善計画の認定について報告いたします。
◇(議案書・順次、朗読説明)

以上です。よろしくお願ひします。

議 長 | ただいま報告をいただいたとおり、認定日は9月6日でございます。よろしく
 | お願いいたします。
 | 以上で協議・報告事項まで終わりました。
 | 次はその他なんですが、事務局より何かございますでしょうか。

事務局 | 特に用意はございません。

議 長 | そうすれば、以上をもちまして本日の会議を終了とさせていただきます。
 | じゃ、閉会をお願いします。

閉 会 | みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後1時55分〕